

鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業におけるその他の金属加工用機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
7	10～11	4階デッキスラブ上で床スリーブ取付を行う作業において、デッキプレートの波型に合わせてボイド管を床に置き、ベビーサンダーを使用して加工していた際、デッキ床面がぬれていたこともあり、押さえていた左手のスリーブがすべり、サンダーの刃が左手人差し指に当たり、切創した。（原因）短いボイド管を手に持ち、サンダーを使用してボイド管を加工したこと。波型のデッキプレート上という不安定な場所で作業を行ったこと。	42～29	10
7	16～17	自社作業場にて、サンダー工具を直径50mmのビニール管を使い点検操作時、刃が引っ掛かりはねた際、左手首に当たり切傷したものである。	66	—
7	13～14	工場内で機械の切断時に、鉄骨材（アングル）を鋸刃（バンドソー）機で切断中、重ねた材料が振動で跳ね上がり、切断した材料と鋸刃機で手を挟んだ。	59～49	30
10	12～13	配筋及び型枠の基礎工事において、スリーブ施工中、ボイド管切断のためサンダーを使用していたところ、右手に持ったサンダーがはじかれた拍子に左手に当たり、中指第一関節より先と人差し指を開放骨折した。	22～9	1
11	10～11	鉄筋を加工している時に加工する機械に右手の中指を挟んだ。右手中指の先端が切れ骨折した。	20～9	1

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html